

工作物石綿事前調査者講習

募集が始まります!!

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用の有無についての調査が必要とされ、建築物については令和5年1月の石綿障害予防規則の改正により、特定工作物についても『工作物石綿事前調査者』が行うことが義務付けられました。同調査者は、工作物石綿事前調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和8年1月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

この度、神奈川労務安全衛生協会において「工作物石綿事前調査者講習」を開講することといたしました。この機会に是非受講をご検討ください。

工作物・特定工作物とは

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいいます。

このうちの「特定工作物」とは

- ・ 炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）
- ・ 電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）
- ・ 配管及び貯蔵設備

厚労省ポータルサイト



申込開始日

令和6年11月20日（水）開始時間 8：30～(web申込み) 定員66名

講習日時

1日目 令和7年1月 9日(木) 9:20～16:40
2日目 令和7年1月10日(金) 9:20～17:15

講習科目

- ①工作物石綿事前調査に関する基礎知識1(1時間)
- ②工作物石綿事前調査に関する基礎知識2(1時間)
- ③石綿使用に係る工作物図面調査(4時間)
- ④現場調査の実際と留意点(4時間)
- ⑤工作物石綿事前調査報告書の作成(1時間)
- ⑥修了考査：筆記試験(1時間30分予定)

講習会場

(公社) 神奈川労務安全衛生協会
横浜市中区相生町 3-63ヤオマサビル 3F

受講料

- Aコース 37,720円(税込) *テキスト(未定)
※石綿作業主任者技能講習修了証をお持ちの方が対象です。
講習科目①基礎知識1免除

- Bコース 39,720円(税込) *テキスト(未定)
※受講資格が必要です。詳しくはHPをご確認ください▶
HPに受講資格が公開されていない場合、
下記へお電話ください。

*テキスト(未定)に関しては、決まり次第HPにてご案内いたします。



主催

(公社) 神奈川労務安全衛生協会

TEL. 045-662-5965

神奈川労務安全 | 検索

<https://roaneikyo.or.jp>